

令和4年4月8日

保護者の皆様へ

享栄高等学校
校長 長谷川 信孝

アルバイト許可について

日頃より本校の教育活動に対して御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本校においてアルバイトを行う際は、許可が必要となります。生徒の本分は、学業（ST後の清掃、各種補習、係・委員会活動、学校行事やその準備、面談等を含む）であり、自らの希望する進路目標を実現することが最も大切です。そこで、アルバイトを行う生徒につきましては、事前に生活指導課へ「アルバイト許可願い」の届出が必要となります。許可無くアルバイトを行った場合は特別指導の対象となります。また、アルバイトを行う際の注意事項は以下の通りです。

1. 深夜徘徊となる時刻に帰宅することは禁止します。
2. 許可を受けたアルバイト期間を更新する場合や、アルバイトをやめた場合は速やかに生活指導課へ連絡をすること。
3. 以下の業務については厳しく禁止します。
 - (1) 青少年保護育成条例及び労働基準法において禁止されている業務
(一部条文抜粋)
 - ・ 特殊の遊興的接客業（バー、クラブ、ガールズバー、パチンコ店、スロット店等）における業務
 - ・ 客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をする業務、異性の客に同伴して客に遊興をさせる営業行為
 - ・ 通称JKビジネスと呼ばれる業務
 - ・ 卑猥及び不適切な動画像の提供
 - (2) 本校が禁止する業務
 - ・ 酒類を主として提供する飲食店における業務（居酒屋など）
 - ・ 客引きの業務
 - ・ 業務不特定の派遣アルバイトなど
 - (3) その他、本校生徒としてふさわしくないと判断するアルバイト
4. 禁止されているアルバイトを行った場合、内容によっては学校の進退にも関わります。